

個人番号カード（写）等貼付台紙

千葉県奨学のための給付金給付申請のため、個人番号を提出します。

（個人番号カードの写し等を貼り付けた上で、空欄の箇所を手書きで記載してください。）

学校名		課程	全日・定時・通信・専攻科
ふりがな		学年	年
生徒氏名			

申請者（保護者①） 又は 生徒本人										保護者②										
ふりがな																				
氏名																				
個人番号																				
住所	都道府県										市区町村									
	※課税年度の1月1日現在の住所を記載																			

【貼付欄】 個人番号カード（裏面）等の写し	個人番号カード（裏面）等の写し貼付欄	個人番号カード（裏面）等の写し貼付欄
	<p>個人番号が読み取れるように貼り付けてください。</p> <p>※1 通知カードは原則として使用できません。 ただし、通知カードの記載事項（氏名、住所、生年月日、性別、個人番号）を変更すべき事由が発生しておらず、記載事項に変更がない場合、又は、デジタル手続法の施行日（令和2年5月25日）以前に通知カードの変更手続が完了している場合に限り、個人番号カードの写しの代わりに通知カードの写しを添付することができます。</p> <p>※2 個人番号カードがない場合、個人番号が記載された住民票の写しを本台紙にホチキス止めして提出してください。</p>	<p>個人番号が読み取れるように貼り付けてください。</p> <p>※1 通知カードは原則として使用できません。 ただし、通知カードの記載事項（氏名、住所、生年月日、性別、個人番号）を変更すべき事由が発生しておらず、記載事項に変更がない場合、又は、デジタル手続法の施行日（令和2年5月25日）以前に通知カードの変更手続が完了している場合に限り、個人番号カードの写しの代わりに通知カードの写しを添付することができます。</p> <p>※2 個人番号カードがない場合、個人番号が記載された住民票の写しを本台紙にホチキス止めして提出してください。</p>

【貼付欄】 本人確認書類の写し	<p><b>郵送で提出する場合、申請者（保護者①）の本人確認書類の貼付けが必要です。</b></p> <p>※申請者が本書を持参により提出する場合は、添付不要です。</p>
	<p><b>本人確認書類（顔写真のある公的証明書の写し1点）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>個人番号カード（表面）</li> <li>運転免許証 または 運転経歴証明書</li> <li>旅券</li> <li>身体障害者手帳 または 精神障害者保健福祉手帳 または 療育手帳 等のうち1点を貼り付けてください。</li> </ul> <p>※上記書類の提出が難しい場合は、氏名、住所、生年月日が記載された公的書類の写し2点</p>